

官報

平成二十年五月十四日

○第百六十九回 参議院會議録第十八号

平成二十年五月十四日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十八号

平成二十年五月十四日

午前十時開議

第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、電波法の一部を改正する法律案(趣旨説明)以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、電波法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。増田総務大臣。

平成二十年五月十四日 参議院會議録第十八号

(國務大臣増田寛也君登壇、拍手)

○國務大臣(増田寛也君) 電波法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波の有効利用の重要性はますます高まっております。そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその使途の範囲及び料額を見直すとともに、柔軟な電波利用の実現のために無線局の運用の特例を追加する等の必要があります。これらが、今般、この法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料の使途として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準を定めるために行う国際機関等との連絡調整の事務を例示として追加するとともに、携帯電話や地上デジタル放送などの無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力によるその利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付対象の拡大等を行うこととしております。

第二に、免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととしております。

第三に、国等について、電波利用料の徴収に関する

する規定を適用することとともに、特定の無線局の免許人等については、その規定を適用除外とし、又は納めなければならない電波利用料の金額を減額することとしております。

第四に、電波利用料を納付しようとする者は、一定の要件を満たす者として総務大臣が指定する者に納付を委託することができるようになる納付委託制度を整備することとしております。

第五に、携帯電話の超小型基地局等の無線局について、一定の要件の下で、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができるようにする制度を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、電波利用料の使途の範囲の見直しに関する改正規定は公布の日から、電波利用料の納付委託制度の整備に関する改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、電波監理審議会への諮問について、免許等の手続の透明性を高めるため、総務大臣は、案の策定前においても電波監理審議会に諮問することができるよう修正することとしております。

第二に、電波利用料の使途について、すべて法律に明記し、その対象を明確にするとともに、研究開発事務の対象を、周波数を効率的に利用する技術等に関する研究開発であつて技術基準の策定に向けて実施されるものに限定することとしております。また、電波に関するリテラシーの向上の

ための活動に対する必要な援助を新たな使途として追加するとともに、情報公開に資するため、研究開発の成果等を公表することとしております。

第三に、電波利用料制度について、少なくとも三年ごとに、電波利用料の適正の確保の観点から見直すこととしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。吉川沙織君。

(吉川沙織君登壇、拍手)

○吉川沙織君 民主党の吉川沙織です。

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問をさせていただきます。

冒頭、ミャンマーにおける大型サイクロン、そして一昨日に発生をいたしました中国四川大震災による犠牲者の方々に對し哀悼の意を表するとともに、被災された方々が一刻も早く救出されるよう、日本政府としてもできる限りの援助、支援を行われるよう、心よりお願い申し上げます。

さて、昨日の道路整備財源特例法、先月末の国税、地方税法、さらには一月のテロ新法と、再三にわたつて再議決に訴える政府及び与党の政治手法について遺憾の意を表明いたします。

地方税三法に関しては、私の所属する総務委員会において、衆議院でもなされなかつた地方視察、地方公聴会を行うなど、与野党間で精力的な審議が行われておりました。その審議を通じて様々な問題点が明らかになる中、しかも会期がまだ十分に残されているにもかかわらず、六十日が経過したとして衆議院が五十六年ぶりと言われるみなし否決による再可決を強行いたしました。これは参議院に付託された審議権を一方的に奪うものであることにほかなりません。

世論調査でも半数以上の方が再可決に反対しており、さらには、再可決の直前に行われた衆議院

山口二区補欠選挙でも民意が示されたばかりでした。このことは主権者である国民の意思を完全に無視した極めて異常な事態と言わざるを得ません。国民を無視して国は成り立つのでしょうか。

参議院は、憲法上認められた二院制の下において、良識の府として国民の負託にこたえるために存在していると私は強く認識いたしております。

参議院の審議を軽視してまで数の力で一方的に衆議院が再可決したことは、参議院を無視し、参議院の存在価値にまで及ぶ議会制民主主義の危機であると言わざるを得ません。政府・与党がみなし否決を行ったこと、そして再可決を繰り返すことについて、政府の一員である総務大臣に御見解をお伺いいたします。

本題に入ります。

平成五年、電波利用料制度創設以降、携帯電話の爆発的普及に伴い、携帯端末一台当たり課せられる仕組みとなっている電波利用料の収入は右肩上がりを続けている状況です。今回は衆議院で一定の歯止めが掛けられたものの、改正の都度、その使途の拡大が行われていきます。

そこで、電波利用料の使途拡大の観点からお伺いいたします。

今回の改正案では、平成二十三年の地上放送の完全デジタル化へ向けて送受信環境整備事業が電波利用料の使途として新たに追加され、中継局、共聴施設整備等に対する補助を行うこととされています。ただ、共聴施設整備に関しては、辺地、離島等の条件不利地域のみならず、都市部ビル陰のマンション等においてもその改修費用の負担が大きな問題となっています。

今回の改正による共聴施設整備の支援対象には都市部の共聴施設も対象となる可能性があるのかどうか、伺います。対象とされていない場合、都市部の共聴施設のデジタル化問題について、総務省としてどのような対策を考えているのか、併せてお伺いいたします。

地上放送のデジタル化と同様、電波の一層の有

効利用を図ることを目的とし、総務省は平成十三年から市町村の防災行政無線、平成十六年から都道府県の防災行政無線のデジタル化を推進することとしています。都道府県防災無線については、昨年十一月三十日を期限としてデジタル化されることとなっていました。四十七都道府県すべてにおいて移行は完了しているのでしょうか。また、市町村防災無線についても、できるだけ早期にデジタル化することとされていますが、整備の進捗状況を伺います。

防災行政無線のデジタル化を早期に行う必要がある一方、なかなか整備が進まない理由として、やはり自治体の厳しい財政状況が考えられます。電波の一層の有効利用を図ることを目的として行われる施策であることにかんがみれば、防災無線のデジタル化を行う自治体へ電波利用料を財源とした補助を行うことも今後検討していく必要があるのではないかと考えますが、大臣の認識を伺います。

使途拡大の二点目として、無線システム普及支援事業の対象が拡大をされています。いわゆる携帯電話の不感地域解消支援対策です。

今回の改正案では、新たな補助の対象として移動通信用鉄塔設備等が追加されていますが、本事業が電波利用料の使途として追加されたのは前回の改正時であり、有線伝送路に限ったのは前回の改正案で、今回の改正時に政府が否定していた鉄塔設備等が使途拡大の対象として追加されていますが、今回の拡充の理由について大臣の見解を伺います。

なお、今回新たに補助の対象とされる鉄塔設備等においては、これまで一般財源による補助が行われてきました。今回の改正でこの一般財源による支援事業と平成十七年より電波利用料を財源として行われてきた無線システム普及支援事業が統合されることとなっていますが、統合後の財源が電波利用料のみとなっていることについて理由をお伺いいたします。

また、平成十七年の参議院での附帯決議では、一般財源及び電波利用料財源を活用し、不感地域を早期に解消することが明記されています。デジタルデバインドの解消は最終的には国の責任で実施されるべき課題であることを考えれば、一般財源も活用して不感地域の解消に積極的に取り組むべきであると考えますが、大臣の見解を求めます。

平成四年の制度創設時の附帯決議において、電波利用料制度の創設によって、電波行政経費の負担を免許者・利用者に安易に転嫁することなく、一般財源による十分な電波行政予算の確保に一層の努力を行うことが求められています。

そこで、施策の区分についてお伺いします。電波行政において、国が一般財源を元に行うべきものと電波利用料を財源として行うべきものの区分の基準について、明確にお答えください。

平成五年の電波利用料創設以来、電波利用料の歳入歳出差額の累積は、平成十八年決算ベースで何と二百七十七億円となっていますが、現時点での差額の累積についてお伺いします。

また、この差額は、当該年度の一般会計の中で電波利用料共益費用以外の国の経費に充てていると承知しております。これに関して、電波法は差額の累積を電波利用料共益費用の財源に充てることができると定めていますが、これまでの差額の累積を一体今後どうされるのか、お答えください。

二百億円を超える累積を発生させている状況にかんがみれば、電波利用料額を定める際には慎重に算定し、必要最低限の額にすべきだと考えますが、見解を求めます。

平成十七年の改正時には当時の大臣が、電波利用料収入が増加の一途をたどるとの懸念は当たらないものと認識していると答弁されております。しかし、今後も無線局の増加が見込まれる中、一局当たりの電波利用料額が現状のままであれば、当然、電波利用料収入は増加の一途をたどることになると考えられます。無線局の増加の見込みと剰余金の累積も踏まえた今後の電波利用料

額の算定の在り方についてお伺いします。次に、電波利用料の歳入歳出の公開状況についてお伺いします。

電波利用料の使途は、研究開発費に加え、国際機関との連絡調整事務等拡大し続けていますが、今までは残念ながらその使途について詳細な開示がなされていないのが実情です。大臣御自身も、現状の資料では分かりにくいこと、現状の決算書より詳しいものを総務省の責任で提示する必要がある、先般の衆議院総務委員会では答弁をされています。歳入歳出の状況については決算書などで、明細についてはホームページ等でも公開し、広く国民、さらには無線局免許人がチェックできるようにし、十分理解が得られるようにすべきだと考えますが、見解を伺います。

これまで、電波利用料の使途拡大と歳入歳出の明確化、可視化の観点を中心にお伺いしてまいりました。電波利用料制度は平成五年に創設されたものであり、携帯電話の一般的普及など十五年前と状況は一変しています。

電波法第百三条の二第四項は、電波利用料とは電波の適正な利用の確保に關し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用であるとしています。しかしながら、前回の改正、今回の改正案に新たな使途として追加、拡充されている一部事業は、電波利用料を財源としたデジタルデバインド対策であると言えます。今後、電波利用料を財源としてデジタルデバインドの解消をより積極的に推進していくのであれば、電波利用料制度の在り方、電波利用料の性格等を抜本的に見直す必要があるのではないかと考えますが、大臣の認識をお伺いします。

最後になりますが、私は本院において議席を預かる最も若い議員です。学校の卒業を控え、社会に出ようとしたとき、政府の経済政策の失敗から、どんなに働きたいと願い、どんなに働く意欲を持っていたとしても、同世代の多くが職に就けないま

ま社会に出ざるを得なかった、いわゆる就職氷河期世代の一人でもあります。最近まで政府は格差の存在を認めようとしていませんでしたが、若い世代を中心に格差が広がり、固定化しつつあります。若い世代が明日に希望を持てずして、日本の将来は築けるわけがありません。

四月三十日に参議院の審議権を剥奪し、みなし否決の下で再可決を行って復活をした暫定税率ですが、これは昭和四十九年に暫定措置としてできたものです。私は昭和五十一年の生まれですから、暫定税率より短い人生ということになり、人生そのものが暫定と否定されている気分になります。一方、恒久的減税と言われた定率減税は、私の会社員人生のスタートである平成十一年に始まり、政治の世界に飛び込むために退職をした平成十八年、つまり、たった八年で終わってしまいました。更に言えば、百年安心の制度設計と言われた年金制度は、消えたり浮いたりして崩壊寸前です。何とも表現し難い空虚な気持ちにさせられるとともに、若年層は政治不信をますます募らせるばかりです。

今年に入ってから、衆議院における再可決は、昨日を合わせて三度も行われたことになりました。再議決を行い再可決という結果に至らしめるには、言うまでもなく三分の二の力なくして実現できないことです。しかしながら、衆議院における与党三分の二の議席は二年八か月前に得た議席であり、最近の民意を問うたものであるとは断じて言えません。

今こそ、政治を生活者の視点に、そしてすべての世代の人が明日に明るい展望を描ける社会をつくるため、一刻も早く民意を問うべきであることを強く申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣増田寛也君登壇、拍手〕

○国務大臣(増田寛也君) 吉川議員からの御質問

に順次お答えしてまいります。

まず、法案の再可決などについてお尋ねがございました。

税制改正法案や地方道路整備財源特例法案については、国、地方の財政や国民生活などにかかわる極めて重要な法案であり、政府としてその早期成立をお願いしてきたところであります。再可決については、これら法案の趣旨を踏まえ、憲法の規定に基づき、国会としての御判断をいただいたものであります。

次に、都市部の共聴施設のデジタル化についてお尋ねがございました。

今般の改正案では、新たに共聴施設のデジタル化支援を電波利用料の使途に追加することとしておりますが、都市受信障害対策共聴施設については、平成二十年度予算では、その支援のための措置は盛り込んでおりません。

都市受信障害対策共聴施設のデジタル化に対する支援の在り方につきましては、現在、情報通信審議会において様々な議論が行われているところであります。総務省としては、今後、今年の夏を目途に出される予定の同審議会の答申を踏まえ、必要な施策を講じてまいり所存であります。

次に、防災無線のデジタル化についてお尋ねがございました。

都道府県防災行政無線の周波数移行につきましては、現在までにほぼ完了しております。残りの県についても、今後順次移行が行われる予定でございます。また、市町村防災行政無線につきましても、平成十三年度からデジタル化を進め、平成十九年度末現在では、一・七％の自治体でデジタルシステムを導入済みであります。

防災行政無線の整備については、地方債を充当できる現在の防災基盤整備事業の対象として推進をしてまいります。

次に、携帯電話の不感地帯解消対策に係る補助対象を拡充すること、当該対策の財源を電波利用料のみとするこの理由についてお尋ねがございました。

周波数の逼迫が進展している中、その効率的な利用を進め、逼迫緩和を図る観点から、携帯電話の普及支援について、有線伝送路のみならず、基地局や鉄塔の整備へ補助することも有効なため、補助対象を拡充することとし、電波利用料を充てて行うこととしてまいりました。

次に、一般財源を活用したデジタルレバイドの解消についてお尋ねがございました。

携帯電話の不感地帯の解消に資する基地局等の整備支援については、先ほども申し上げましたとおり、周波数逼迫緩和の実現という見地が重要となつていするため、電波利用料財源を充てて行うこととしております。

なお、必ずしも電波の有効利用に直接資することとならない一般的なデジタルレバイドの解消については、一般財源を活用して支援を行っているところであり、引き続き積極的に取り組んでまいり所存であります。

次に、国が一般財源を元に行うべきものと電波利用料を財源として行うべきものとの区分の基準についてお尋ねがございました。

電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務の処理に要する実費について、その受益者である無線局免許人等全体で負担する広義の手数料の性格を有するものであります。したがって、法律の規定に従い、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務については電波利用料を財源として行うものであり、これ以外の事務については一般財源を元に行うものと認識をしております。

次に、電波利用料の歳入と歳出の差額の累積についてお尋ねがございました。

電波利用料収入のうち電波利用共益費用を超えた差額は、当該年度の国の一般会計において、その他の経費に充てられることになっております。

平成十八年度末における差額の合計額は二百十七億円ですが、電波法では歳入歳出の差額の合計額の一部又は全部を総務大臣が財政当局に対して予算要求できる制度となっております。このことから、中長期的には必要に応じこの制度の活用も検討してまいります。

次に、電波利用料の料額の算定の在り方についてお尋ねがございました。

電波利用料の算定に当たっては、無線局数の増加の傾向を見込んで三年ごとに見直しをしております。今後も、電波利用料の算定に当たっては、定期的に見直しを行い、歳入歳出差額も踏まえつつ、オープンなプロセスを経て、御負担いただく免許人等の御理解を得ながら適切に対応してまいります。

次に、電波利用料の歳入歳出の公開についてお尋ねがございました。

先般、衆議院において可決された修正法案では、電波利用共益事務の実施状況に関する資料を公表することとされているところであります。今後、電波利用料の各事務の歳入や歳出について公表を行い、国民、特に無線局の免許人の理解を得られるよう努めてまいり所存であります。

最後に、電波利用料制度の抜本的な見直しの必要性についてお尋ねがございました。

電波利用料制度につきましては、電波利用の拡大とともに不断の見直しを行っていく所存であり、無線システム普及支援事業は周波数逼迫の緩和という無線局全体の受益を直接の目的として実施するものであることから、この事業の追加や拡充によりまして電波利用料の性格が変わるものではないと、このように考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長北澤俊美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

○北澤俊美君 ただいま議題となりました在外公館の名称位置・給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在青島及び在ナツシユビルの各日本国総領事館を新設すること、在マカッサル日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、外務省における国際協力経験者の積極的採用、コンパクト公館の設置方針、在勤基本手当及び子女教育手当の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、在外公館の戦略的な増強・整備等の八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百三十
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 地域再生法の一部を改正する法律案

日程第三 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長岡田広君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岡田広君登壇、拍手〕

○岡田広君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に對して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に對して貸付けを行う金融機関に對する地域再生支援利子補給金の支給等について定めようとするものであります。

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置として、特定農業者による果実酒の製造並びに地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造に係る酒税法の特例措置を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、地域再生に向けた総合的な施策の必要性、構造改革特区制度への評価と地方分権の推進、特例措置の全国展開に際しての対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、順次採決を行った結果、二法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案に對し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百三十
反対 〇

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田五月君
副議長 山東昭子君

議員	山下 芳生君	風間 直樹君
	森田 高君	舟山 康江君
	紙 智子君	轟木 利治君
	横峯 良郎君	川崎 稔君
	仁比 聡平君	室井 邦彦君
	川上 義博君	松野 信夫君
	青木 愛君	井上 哲士君
	大門実紀史君	松岡 徹君
	津田弥太郎君	犬塚 直史君
	水岡 俊一君	藤本 祐司君
	市田 忠義君	小池 晃君
	松井 孝治君	鈴木 寛君
	岩本 司君	藤田 幸久君
	シムン マルテ君	佐藤 公治君
	櫻井 充君	内藤 正光君
	浅尾慶一郎君	一川 保夫君
	増子 輝彦君	羽田雄一郎君
	高橋 千秋君	石井 一君
	田名部匡省君	山下八洲夫君
	広中和歌子君	千葉 景子君
	前田 武志君	佐藤 泰介君
	柳田 稔君	岡崎トミ子君
	植松恵美子君	中谷 智司君
	松浦 大悟君	平山 幸司君
	梅村 聡君	大島九州男君
	水戸 将史君	徳永 久志君
	川合 孝典君	牧山ひろえ君
	金子 恵美君	藤谷 光信君
	加賀谷 健君	相原久美子君

藤原 良信君	大河原雅子君
谷岡 郁子君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞勲君
大久保 勉君	島田智哉子君
前川 清成君	尾立 源幸君
藤末 健三君	大石 尚子君
中村 哲治君	今野 東君
榛葉賀津也君	芝 博一君
小林 正夫君	柳澤 光美君
下田 敦子君	神本美恵子君
谷 博之君	藤原 正司君
小川 勝也君	池口 修次君
福山 哲郎君	山根 隆治君
大江 康弘君	円 より子君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君
直嶋 正行君	西岡 武夫君
築瀬 進君	奥石 東君
平田 健二君	大石 正光君
工藤堅太郎君	吉川 沙織君
友近 聡朗君	外山 斎君
川田 龍平君	行田 邦子君
米長 晴信君	大久保潔重君
松下 新平君	糸数 慶子君
田中 康夫君	武内 則男君
姫井由美子君	亀井亜紀子君
中山 恭子君	富岡由紀夫君
広田 一君	蓮 舫君
林 久美子君	長谷川憲正君
中川 雅治君	野村 哲郎君
島尻安伊子君	喜納 昌吉君
鈴木 陽悦君	加藤 敏幸君
主演 了君	自見庄三郎君
衛藤 晟一君	山本 一太君
加治屋義人君	平野 達男君
辻 泰弘君	大塚 耕平君
森 ゆうこ君	亀井 郁夫君
松村 龍二君	市川 一朗君

谷川 秀善君	家西 悟君
長浜 博行君	高嶋 良充君
郡司 彰君	藤井 孝男君
中曾根弘文君	松田 岩夫君
山本 順三君	荻原 健司君
小泉 昭男君	小池 正勝君
二之湯 智君	秋元 司君
義家 弘介君	塚田 一郎君
古川 俊治君	佐藤 正久君
丸川 珠代君	丸山 和也君
山田 俊男君	佐藤 信秋君
石井みどり君	磯崎 陽輔君
石井 準一君	神取 忍君
末松 信介君	岸 信夫君
坂本由紀子君	川口 順子君
北川イッセイ君	河合 常則君
田村耕太郎君	橋本 聖子君
鶴保 庸介君	椎名 一保君
岡田 直樹君	松村 祥史君
水落 敏栄君	中村 博彦君
脇 雅史君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	浅野 勝人君
山内 俊夫君	伊達 忠一君
鴻池 祥肇君	吉村剛太郎君
尾辻 秀久君	山崎 正昭君
佐藤 昭郎君	溝手 顕正君
矢野 哲朗君	南野知恵子君
山本 香苗君	澤 雄二君
山内 徳信君	森 まさこ君
谷合 正明君	山本 博司君
近藤 正道君	西田 昌司君
牧野たかお君	鰐淵 洋子君
西田 実仁君	又市 征治君
山谷えり子君	関口 昌一君
岡田 広君	浮島とも子君
浜田 昌良君	洲上 貞雄君
福島みずほ君	吉田 博美君

松山 政司君	愛知 治郎君
有村 治子君	山下 栄一君
遠山 清彦君	渡辺 孝男君
加藤 修一君	岸 宏一君
木村 仁君	中川 義雄君
荒井 広幸君	風間 昶君
弘友 和夫君	魚住裕一郎君
松 あきら君	若林 正俊君
泉 信也君	岩城 光英君
岩永 浩美君	木庭健太郎君
白浜 一良君	荒木 清寛君
山口那津男君	浜四津敏子君
総務大臣	増田 寛也君
総務大臣	高村 正彦君
外務大臣	佐藤 勉君
総務副大臣	

議長の報告事項
一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	補欠
総務委員	補欠
神本美恵子君	水岡 俊一君
梅村 聡君	舟山 康江君
加賀谷 健君	轟木 利治君
柳田 稔君	補欠
西田 実仁君	谷岡 郁子君
補欠	浜田 昌良君
財政金融委員	補欠
藤本 祐司君	尾立 源幸君
佐藤 信秋君	林 芳正君

文教科科学委員	補欠
辞任	補欠
谷岡 郁子君	柳田 稔君
水岡 俊一君	神本美恵子君
農林水産委員	補欠
辞任	補欠
舟山 康江君	梅村 聡君
国土交通委員	補欠
辞任	補欠
尾立 源幸君	藤本 祐司君
林 芳正君	佐藤 信秋君
浜田 昌良君	西田 実仁君
環境委員	補欠
辞任	補欠
轟木 利治君	加賀谷 健君
決算委員	補欠
辞任	補欠
梅村 聡君	武内 則男君
近藤 正道君	又市 征治君
行政監視委員	補欠
辞任	補欠
又市 征治君	近藤 正道君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	
宇宙基本法案(内閣委員長提出)(衆第一七号)	
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(佐田玄一郎君外七名提出)(衆第一八号)	
同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。	
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第六三三号)	
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百六十八回国会閣案第一号)	

平成二十年五月十四日 参議院會議録第十八号

議長の報告事項

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 六

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第六十八回国会閣条第二号)

外交防衛委員会に付託

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第四一〇号)

農林水産委員会に付託

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(閣法第三九号)

経済産業委員会に付託

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(閣法第一二二号)

国土交通委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

同日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決した旨衆議院に通知した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

後期高齢者医療制度に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一二〇号)

不発弾処理に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一二二号)

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

総務委員

水岡 俊一君

補欠

神本美恵子君

農林水産委員

舟山 康江君

補欠

梅村 聡君

外交防衛委員

谷岡 郁子君

補欠

柳田 稔君

文教科学委員

神本美恵子君

補欠

水岡 俊一君

農林水産委員

柳田 稔君

補欠

谷岡 郁子君

環境委員

梅村 聡君

補欠

舟山 康江君

決算委員

加賀谷 健君

補欠

轟木 利治君

行政監視委員

武内 則男君

補欠

梅村 聡君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から次の議案が提出された。

宇宙基本法案(衆第一七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千八百一年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第三二二号))

同日衆議院から、本院において否決した次の内閣提出案は、同院において憲法第五十九条第二項によりさきに同院において議決のとおり出席議員の三分の二以上の多数で再びこれを可決した旨の通知書を受領した。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)審査報告書

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員松野信夫君提出航空自衛隊のイラク派遣に関する質問に対する答弁書(第一一五号)

参議院議員前川清成君提出「奈良盆地東縁断層帯」及び「生駒断層帯」の位置の特定に関する質問に対する答弁書(第一一六号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成十九年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成十九年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

同日議長は、中華人民共和国四川省において十二日発生した地震による被害に対し、吳邦国同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛見舞電報を発送した。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在外公館として在青島日本国総領事館等を新設し、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行に要する経費として、平成二十年度一般会計予算(外務省所管)に約二十九億九千二百三万円が計上されている。

附帯決議

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸課題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が急がれる。他方、我が国の財政事情は依然として厳しく、外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止め、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。なお、コンパクト公館の設置に関しては、関係在外公館との協力・連携を十分図り、在外公館としての機能に支障が生じないよう留意すること。

二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、危機管理体制の機能拡充に努めること。

三、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

四、在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情にかんがみ、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。特に為替変動による在外基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しすること。

平成二十年五月十四日 参議院会議録第十八号

五、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることにかんがみ、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスへの向上に努めること。

六、外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十年四月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

(小字及び一は衆議院修正)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項第二号中「十八歳に達した日」を「十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに改め、十八歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。」を削る。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一次のいずれかに掲げる者(次号及び次条において「配偶者等」という。)を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く。) 限度額の百分の八十に相当する額

イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。)

ロ 子(主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。次条第六項において同じ。)

第十二条第二項第二号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第十二条の二の見出しを「(住居手当の支給期間等)」に改め、同条第五項ただし書中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第十五条の二第二項中「当該各号に定める額」の下に「(以下この項において「必要経費額との差額」という。)を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その加算される額は、必要経費額との差額が前項の額の百分の三百に相当する額(当該年少子女が外務省令で定める学校に就学する場合にあつては、百分の二百五十に相当する額。以下この項において「全額支給加算限度額」という。)を超える場合には、全額支給加算限度額に、必要経費額との差額が全額支給加算限度額を超える額の二分の一に相当する額又は前項の額の百分の四百に相当する額のうちいずれか少ない額を加えた額を限度とする。

別表第一のうち二 総領事館の表アジアの項中

ア 「マカッサル」を削り、「在瀋陽日本国総領事館」を「在マカッサル日本国総領事館」に改め、同表北米の項中

を 「在瀋陽日本国総領事館」に改め、同表北米の項中

在デンバー日本国総領事館

館 アメリカ合衆国 デンバー

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	790,000	720,000	676,400	652,700	628,900	553,800	482,700	427,300	379,900	348,200	324,500	300,800
	インドネシア	760,000	650,000	608,800	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	カンボジア	690,000	670,000	632,500	610,500	588,600	518,700	452,800	401,000	357,100	327,100	305,200	283,200
	シンガポール	680,000	610,000	571,000	548,200	525,300	456,800	388,300	342,600	296,900	274,100	251,200	228,400
	スリランカ	670,000	650,000	616,000	594,700	573,400	505,500	441,600	391,100	348,500	319,200	297,900	276,600
	タイ	630,000	530,000	494,100	474,400	454,600	395,300	336,000	296,500	256,900	237,200	217,400	197,700
	大韓民国	800,000	670,000	625,900	600,800	575,800	500,700	425,600	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400
	中華人民共和国	880,000	710,000	659,900	634,600	609,400	532,200	456,400	403,200	352,700	324,800	299,500	274,300
	ネパール	810,000	780,000	738,900	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
	パキスタン	840,000	770,000	727,900	704,400	680,900	603,700	533,200	472,800	425,800	388,900	365,400	342,000
	ベンガラデシユ	780,000	750,000	711,500	688,700	665,800	590,600	522,100	463,000	417,300	381,100	358,200	335,400
	東ティモール	840,000	820,000	774,200	750,200	726,300	646,200	574,400	509,700	461,900	421,200	397,300	373,400
	フィリピン	670,000	570,000	537,400	518,100	498,800	438,200	380,200	336,500	297,800	273,300	254,000	234,700
	ブータン	740,000	710,000	670,900	647,400	623,900	549,400	478,900	424,000	377,000	345,500	322,000	298,600
	ブルネイ	660,000	630,000	594,000	571,400	548,800	479,500	411,600	363,700	318,500	293,100	270,500	247,900
	ベトナム	720,000	650,000	614,300	591,900	569,500	499,700	432,500	382,600	337,800	310,200	287,800	265,400
	マレーシア	580,000	520,000	488,600	469,100	449,500	390,900	332,300	293,200	254,100	234,500	215,000	195,500
	ミャンマー	930,000	910,000	854,300	825,700	797,200	704,800	619,200	548,700	491,600	449,600	421,100	392,500
	モルデイヤ	680,000	660,000	621,500	600,000	578,500	509,900	445,300	394,400	351,400	321,800	300,300	278,800
モンゴル	750,000	720,000	681,900	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000	
ラオス	720,000	700,000	660,000	636,900	613,900	540,700	471,500	417,500	371,400	340,300	317,300	294,200	
大洋州	オーストラリア	770,000	690,000	647,900	622,000	596,000	518,300	440,600	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	キリバス	780,000	750,000	711,500	688,700	665,800	590,600	522,100	463,000	417,300	381,100	358,200	335,400
	サモア	840,000	810,000	757,100	728,900	700,800	613,900	529,600	468,300	412,000	378,700	350,600	322,500
	ソロモン	790,000	770,000	730,300	708,100	685,900	611,100	544,600	483,400	439,000	400,200	378,000	355,800
	ツバル	780,000	750,000	711,500	688,700	665,800	590,600	522,100	463,000	417,300	381,100	358,200	335,400
	トンガ	680,000	660,000	619,800	597,200	574,600	504,100	436,200	385,900	340,700	312,800	290,200	267,600
	ナウル	680,000	660,000	619,800	597,200	574,600	504,100	436,200	385,900	340,700	312,800	290,200	267,600

北米	ニュージージラント	730,000	710,000	658,800	632,400	606,100	527,000	448,000	395,300	342,600	316,200	289,900	263,500
	バヌアツ	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800
	バプアニューギニア	870,000	840,000	796,200	771,400	746,500	663,800	589,400	522,900	473,300	431,800	407,000	382,200
	パラオ	600,000	570,000	539,100	518,700	498,300	435,600	374,300	330,800	289,900	266,800	246,400	226,000
	フイジー	710,000	690,000	649,000	626,400	603,800	531,900	464,000	410,900	365,700	335,000	312,400	289,800
	マーシャル	620,000	600,000	564,900	544,500	524,100	460,200	398,900	353,000	312,100	286,500	266,100	245,700
	ミクロネシア	600,000	570,000	539,100	518,700	498,300	435,600	374,300	330,800	289,900	266,800	246,400	226,000
	アメリカ合衆国	790,000	610,000	571,000	549,000	505,100	439,200	373,300	329,400	285,500	263,500	241,600	219,600
	カナダ	800,000	720,000	669,800	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900
	中南米	アルゼンチン	540,000	520,000	483,100	463,800	444,500	386,500	328,500	289,900	251,200	231,900	212,600
中南米	アンチイグア・バーナード	680,000	660,000	615,900	592,400	568,900	497,000	426,500	376,800	329,800	303,600	280,100	256,700
	ウルグアイ	580,000	560,000	521,500	500,600	479,800	417,200	354,600	312,900	271,200	250,300	229,500	208,600
	エタドル	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800
	エルサルバドル	750,000	720,000	681,900	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000
	ガイアナ	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800
	キューバ	880,000	850,000	804,800	778,200	751,600	665,200	585,500	519,000	465,800	425,800	399,300	372,700
	グアテマラ	690,000	670,000	630,800	607,700	584,700	512,900	443,700	392,500	346,400	318,100	295,100	272,000
	グレナダ	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600
	コスタリカ	600,000	570,000	539,100	518,700	498,300	435,600	374,300	330,800	289,900	266,800	246,400	226,000
	コロンビア	760,000	740,000	700,500	678,100	655,700	581,800	514,600	456,400	411,600	375,800	353,400	331,000
	ジャマイカ	680,000	660,000	619,800	597,200	574,600	504,100	436,200	385,900	340,700	312,800	290,200	267,600
	スリナム	770,000	740,000	696,700	671,000	645,300	565,600	488,500	432,000	380,600	349,700	324,000	298,400
	セントクリストファー・ネーグイス	680,000	660,000	615,900	592,400	568,900	497,000	426,500	376,800	329,800	303,600	280,100	256,700
	セントビンセント	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600
	セントルシア	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600
	チリ	670,000	650,000	603,900	579,700	555,600	483,100	410,600	362,300	314,000	289,900	265,700	241,600
	ドミニカ	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600
	ドミニカ共和国	680,000	660,000	621,500	600,000	578,500	509,900	445,300	394,400	351,400	321,800	300,300	278,800
	トリニダード・トバゴ	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600
	ニカラグア	790,000	760,000	722,500	699,200	675,900	599,400	529,600	469,600	423,000	386,400	363,100	339,800
	ハイチ	940,000	910,000	869,300	844,700	820,100	734,100	660,300	586,900	537,700	488,900	464,300	439,800

欧州	バチカ	610,000	590,000	555,500	534,400	513,300	448,700	385,500	340,600	298,400	274,700	253,600	232,500
	バハマ	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800
	パラグアイ	610,000	590,000	553,900	533,900	514,000	451,400	391,400	346,400	306,400	281,200	261,200	241,300
	バルバドス	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600
	ブラジル	750,000	720,000	676,400	650,500	624,500	545,400	467,700	413,100	361,300	332,700	306,800	280,900
	ベネズエラ	720,000	700,000	652,700	628,700	604,800	530,400	458,600	405,600	357,800	328,600	304,700	280,800
	ペリウズ	730,000	710,000	663,700	639,300	614,900	539,200	466,100	412,200	363,500	333,900	309,500	285,200
	ペルー	750,000	720,000	681,900	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000
	ボリビア	790,000	760,000	724,800	702,800	680,900	606,700	540,800	480,100	436,200	397,500	375,600	353,600
	ホンジュラス	750,000	720,000	681,900	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000
	メキシコ	710,000	690,000	643,400	618,800	594,200	519,000	445,200	393,300	344,100	316,800	292,200	267,700
	アイスランド	940,000	900,000	840,000	806,400	772,800	672,000	571,200	504,000	436,800	403,200	369,600	336,000
	アイルランド	810,000	780,000	730,100	700,900	671,700	584,100	496,500	438,100	379,700	350,500	321,300	292,100
	アゼルバイジャン	790,000	760,000	714,900	689,600	664,400	584,600	508,800	450,400	399,900	366,700	341,400	316,200
	アルバニア	950,000	910,000	857,600	826,700	795,700	698,800	605,900	536,100	474,100	435,200	404,200	373,300
	アルメニア	850,000	820,000	769,800	742,300	714,900	628,500	546,200	483,400	428,500	393,000	365,600	338,100
	アンボラ	780,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900
	イタリヤ	850,000	770,000	713,800	685,200	656,700	571,000	485,400	428,300	371,200	342,600	314,100	285,500
	ウクライナ	770,000	750,000	703,900	679,100	654,200	575,800	501,400	443,800	394,200	361,400	336,600	311,800
	ウズベキスタン	630,000	610,000	577,600	557,900	538,100	474,800	415,500	368,100	328,500	300,800	281,000	261,300
	英国	990,000	840,000	779,600	748,400	717,300	623,700	530,100	467,800	405,400	374,200	343,000	311,900
	エストニア	770,000	750,000	698,300	671,500	644,700	562,900	482,500	426,300	372,700	343,200	316,400	289,600
	オーストリア	860,000	780,000	724,600	695,600	666,700	579,700	492,700	434,800	376,800	347,800	318,800	289,900
	オランダ	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
	カザフスタン	870,000	840,000	793,800	767,600	741,500	656,400	578,000	512,400	460,100	420,600	394,400	368,300
	キプロス	760,000	730,000	680,800	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
	ギリシヤ	760,000	730,000	680,800	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
	キルギス	870,000	840,000	793,800	767,600	741,500	656,400	578,000	512,400	460,100	420,600	394,400	368,300
	ゲルジア	790,000	760,000	714,900	689,600	664,400	584,600	508,800	450,400	399,900	366,700	341,400	316,200
	クロアチア	750,000	720,000	669,800	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900
	サンマリノ	790,000	770,000	713,800	685,200	656,700	571,000	485,400	428,300	371,200	342,600	314,100	285,500
	スイス	760,000	740,000	686,300	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500

スウェーデン	830,000	800,000	746,600	716,800	686,900	597,300	507,700	448,000	388,200	358,400	328,500	298,700
スペイン	760,000	740,000	686,300	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
スロバキア	790,000	770,000	713,800	685,200	656,700	571,000	485,400	428,300	371,200	342,600	314,100	285,500
スロベニア	710,000	690,000	642,400	616,700	591,000	513,900	436,800	385,400	334,000	308,300	282,600	257,000
セルビア	910,000	880,000	822,900	792,200	761,400	666,600	574,400	507,800	446,300	410,300	379,600	348,900
タジキスタン	760,000	740,000	702,800	681,700	660,600	589,100	525,900	466,900	424,700	387,000	365,900	344,800
チェコ	740,000	710,000	664,300	637,700	611,100	531,400	451,700	398,600	345,400	318,800	292,300	265,700
デンマーク	820,000	790,000	735,600	706,200	676,800	588,500	500,200	441,400	382,500	353,100	323,700	294,300
ドイツ	870,000	740,000	686,300	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
トルクメニスタン	890,000	860,000	810,300	783,500	756,700	669,600	589,200	522,300	468,700	428,500	401,700	374,900
ノルウェー	890,000	860,000	801,500	769,400	737,400	641,200	545,000	480,900	416,800	384,700	352,700	320,600
バチカン	790,000	770,000	713,800	685,200	656,700	571,000	485,400	428,300	371,200	342,600	314,100	285,500
ハンガリー	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
フィンランド	820,000	790,000	735,600	706,200	676,800	588,500	500,200	441,400	382,500	353,100	323,700	294,300
フランス	890,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900
ブルガリア	770,000	740,000	692,800	666,200	639,600	558,500	478,800	423,000	369,800	340,500	314,000	287,400
ベラルーシ	770,000	740,000	698,400	673,800	649,200	571,400	497,600	440,500	391,300	358,700	334,100	309,600
ベルギー	780,000	750,000	702,800	674,600	646,500	562,200	477,900	421,700	365,400	337,300	309,200	281,100
ポーランド	730,000	700,000	653,300	627,100	601,000	522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300
ボスニア・ヘルツェゴビナ	830,000	810,000	758,800	731,700	704,700	619,700	538,700	476,800	422,700	387,700	360,700	333,700
ボルトガル	760,000	730,000	680,800	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	860,000	830,000	775,100	745,300	715,400	624,400	534,800	472,400	412,600	380,100	350,200	320,400
マルタ	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
モナコ	780,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900
モルドバ	770,000	740,000	698,400	673,800	649,200	571,400	497,600	440,500	391,300	358,700	334,100	309,600
モンテネグロ	910,000	880,000	822,900	792,200	761,400	666,600	574,400	507,800	446,300	410,300	379,600	348,900
ラトビア	740,000	710,000	665,400	639,900	614,400	536,600	460,200	406,500	355,600	327,400	301,900	276,500
リトアニア	780,000	750,000	703,800	676,700	649,700	567,300	486,300	429,600	375,500	345,800	318,800	291,800
リヒテンシュタイン	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
ルーマニア	770,000	740,000	692,800	666,200	639,600	558,500	478,800	423,000	369,800	340,500	314,000	287,400
ルクセンブルク	760,000	730,000	680,800	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
ロシア	980,000	790,000	740,600	713,100	685,700	600,700	518,400	458,400	403,500	370,800	343,400	315,900

中東	アフガニスタン	1,060,000	1,040,000	988,800	962,600	936,500	842,200	763,800	679,600	627,300	569,200	543,000	516,900
	アラブ首長国連邦	670,000	650,000	605,000	581,900	558,900	488,300	419,100	370,300	324,200	298,400	275,400	252,300
	イエメン	800,000	780,000	741,300	718,700	686,100	619,900	552,000	490,000	444,800	405,400	382,800	360,200
	イスラエル	790,000	720,000	674,700	649,900	625,000	548,000	473,600	418,800	369,200	339,200	314,400	289,600
	イラク	1,090,000	1,060,000	1,010,800	983,700	956,700	859,800	778,800	692,800	638,700	579,700	552,700	525,700
	イラン	840,000	820,000	771,900	746,600	721,400	638,900	563,100	499,200	448,700	410,100	384,800	359,600
	オマーン	630,000	610,000	572,000	550,300	528,500	461,900	396,700	350,500	307,000	282,600	260,800	239,100
	カタール	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800
	クウェート	720,000	700,000	660,000	636,900	613,900	540,700	471,500	417,500	371,400	340,300	317,300	294,200
	サウジアラビア	770,000	750,000	713,800	692,300	670,800	597,900	533,300	473,500	430,500	392,200	370,700	349,200
	シリア	690,000	670,000	632,500	610,500	588,600	518,700	452,800	401,000	357,100	327,100	305,200	283,200
	トルコ	880,000	850,000	797,100	766,400	735,600	642,000	549,800	485,600	424,100	390,600	359,900	329,200
	バーレーン	680,000	660,000	619,800	597,200	574,600	504,100	436,200	385,900	340,700	312,800	290,200	267,600
	ヨルダン	650,000	620,000	586,800	565,500	544,200	477,700	413,800	366,100	323,500	297,000	275,700	254,400
	レバノン	730,000	710,000	665,500	642,200	618,900	545,100	475,300	420,800	374,200	343,000	319,700	296,400
アフリカ	アルジェリア	730,000	710,000	665,500	642,200	618,900	545,100	475,300	420,800	374,200	343,000	319,700	296,400
	アンゴラ	990,000	970,000	918,700	892,100	865,500	773,600	693,900	616,600	563,400	512,600	486,100	459,500
	ウガンダ	790,000	770,000	727,900	704,400	680,900	603,700	533,200	472,800	425,800	388,900	365,400	342,000
	エジプト	690,000	620,000	586,800	565,500	544,200	477,700	413,800	366,100	323,500	297,000	275,700	254,400
	エチオピア	810,000	780,000	738,900	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
	エリトリア	800,000	780,000	733,400	709,700	685,900	608,100	537,000	476,100	428,700	391,600	367,900	344,200
	ガーナ	850,000	820,000	779,700	755,500	731,400	650,600	578,100	513,000	464,700	423,900	399,700	375,600
	カーボヴェルデ	870,000	850,000	799,300	772,900	746,600	660,800	581,800	515,700	463,000	423,200	396,900	370,500
	ガボン	910,000	880,000	832,300	804,600	776,900	687,200	604,200	535,500	480,100	439,000	411,400	383,700
	カメルーン	920,000	890,000	845,600	818,800	792,000	703,300	622,900	552,600	499,000	455,500	428,700	401,900
	ガンビア	870,000	850,000	799,300	772,900	746,600	660,800	581,800	515,700	463,000	423,200	396,900	370,500
	ギニア	940,000	910,000	869,300	844,700	820,100	734,100	660,300	586,900	537,700	488,900	464,300	439,800
	ギニアビサウ	870,000	840,000	793,800	767,600	741,500	656,400	578,000	512,400	460,100	420,600	394,400	368,300
	ケニア	780,000	750,000	709,400	684,300	659,300	580,200	505,100	447,100	397,100	364,000	339,000	314,000
	コートジボワール	930,000	910,000	856,600	829,300	802,100	712,100	630,400	559,200	504,700	460,800	433,500	406,300
	コモロ	680,000	650,000	614,300	591,900	569,500	499,700	432,500	382,600	337,800	310,200	287,800	265,400
	コンゴ共和国	920,000	890,000	837,800	809,900	782,000	691,600	607,900	538,800	483,000	441,700	413,800	385,900
	コンゴ民主共和国	980,000	950,000	902,300	876,400	850,400	760,500	682,800	606,700	554,900	504,800	478,900	453,000
	サントメ・プリンシペ	900,000	870,000	821,300	794,000	766,800	678,400	596,700	528,900	474,400	433,800	406,500	379,300

ザンビア	820,000	800,000	755,400	730,800	706,200	625,700	551,900	489,300	440,100	402,100	377,500	353,000
シエラレオネ	810,000	780,000	738,900	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
ジブチ	810,000	780,000	738,900	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
ジンバブエ	820,000	790,000	749,900	725,500	701,100	621,300	548,200	486,000	437,300	399,500	375,100	350,800
スーダン	820,000	790,000	752,300	729,200	706,200	628,700	559,500	496,600	450,500	410,700	387,700	364,600
スロヴァン	690,000	670,000	630,800	607,700	584,700	512,900	443,700	392,500	346,400	318,100	295,100	272,000
セーシェル	750,000	730,000	680,200	655,100	630,100	552,400	477,300	422,100	372,100	341,800	316,800	291,800
赤道ギニア	920,000	890,000	837,800	809,900	782,000	691,600	607,900	538,800	483,000	441,700	413,800	385,900
セネガル	870,000	850,000	799,300	772,900	746,600	660,800	581,800	515,700	463,000	423,200	396,900	370,500
ソマリア	840,000	820,000	771,900	746,600	721,400	638,900	563,100	499,200	448,700	410,100	384,800	359,600
タンザニア	830,000	810,000	763,200	739,700	716,200	637,400	566,900	503,100	456,100	415,900	392,400	369,000
チャド	890,000	860,000	815,800	788,700	761,700	674,000	593,000	525,600	471,500	431,100	404,100	377,100
中央アフリカ	920,000	890,000	845,600	818,800	792,000	703,300	622,900	552,600	499,000	455,500	428,700	401,900
チュニジア	610,000	590,000	555,500	534,400	513,300	448,700	385,500	340,600	298,400	274,700	253,600	232,500
トーゴ	890,000	860,000	815,800	788,700	761,700	674,000	593,000	525,600	471,500	431,100	404,100	377,100
ナイジェリア	980,000	950,000	902,300	876,400	850,400	760,500	682,800	606,700	554,900	504,800	478,900	453,000
ナミビア	700,000	680,000	636,300	613,000	589,700	517,300	447,500	395,800	349,200	320,800	297,500	274,200
ニジェール	880,000	850,000	804,800	778,200	751,600	665,200	585,500	519,000	465,800	425,800	399,300	372,700
ブルキナファソ	930,000	900,000	851,100	824,000	797,000	707,700	626,700	555,900	501,800	458,100	431,100	404,100
ブルンジ	840,000	820,000	771,900	746,600	721,400	638,900	563,100	499,200	448,700	410,100	384,800	359,600
ベナン	890,000	860,000	815,800	788,700	761,700	674,000	593,000	525,600	471,500	431,100	404,100	377,100
ボツワナ	790,000	770,000	727,900	704,400	680,900	603,700	533,200	472,800	425,800	388,900	365,400	342,000
マダガスカル	760,000	740,000	700,500	678,100	655,700	581,800	514,600	456,400	411,600	375,800	353,400	331,000
マラウイ	860,000	830,000	790,700	766,100	741,500	659,400	585,600	519,600	470,400	429,100	404,500	380,000
マリ	910,000	890,000	840,100	813,500	786,900	698,900	619,200	549,300	496,100	452,800	426,300	399,700
南アフリカ共和国	740,000	670,000	630,800	607,700	584,700	512,900	443,700	392,500	346,400	318,100	295,100	272,000
モーリタニア	670,000	650,000	608,800	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
モザンビーク	910,000	880,000	834,600	808,200	781,900	694,500	615,500	546,000	493,300	450,200	423,900	397,500
モロッコ	810,000	790,000	746,800	724,000	701,100	624,300	555,800	493,300	447,600	408,100	385,200	362,400
リビア	640,000	620,000	583,000	560,800	538,600	470,700	404,200	357,100	312,700	287,900	265,700	243,500
リベリア	650,000	630,000	594,100	573,700	553,300	488,000	426,700	378,000	337,100	308,700	288,300	267,900
ルワンダ	830,000	810,000	768,700	745,000	721,200	641,800	570,700	506,400	459,000	418,600	394,900	371,200
セント	840,000	820,000	771,900	746,600	721,400	638,900	563,100	499,200	448,700	410,100	384,800	359,600
レソト	690,000	670,000	630,800	607,700	584,700	512,900	443,700	392,500	346,400	318,100	295,100	272,000

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	730,000	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
	チェンナイ	670,000	652,700	628,900	553,800	482,700	427,300	379,900	348,200	324,500	300,800
	ムンバイ	700,000	652,700	628,900	553,800	482,700	427,300	379,900	348,200	324,500	300,800
	ジャカルタ	600,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	スラバヤ	630,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	デンバサル	600,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	マカッサル	600,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	メダン	600,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	チェンマイ	470,000	458,500	439,400	382,100	324,800	286,600	248,400	229,300	210,200	191,100
	済州	620,000	574,400	550,500	478,700	406,900	359,000	311,200	287,200	263,300	239,400
	釜山	620,000	574,400	550,500	478,700	406,900	359,000	311,200	287,200	263,300	239,400
	広州	620,000	574,400	550,500	478,700	406,900	359,000	311,200	287,200	263,300	239,400
	上海	650,000	600,800	575,800	500,700	425,600	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400
	重慶	670,000	628,700	604,800	530,400	458,600	405,600	357,800	328,600	304,700	280,800
	瀋陽	650,000	613,000	589,700	517,300	447,500	395,800	349,200	320,800	297,500	274,200
	青島	630,000	606,100	580,900	505,100	429,300	378,800	328,300	303,100	277,800	252,600
	香港	610,000	569,200	545,400	474,300	403,200	355,700	308,300	284,600	260,900	237,200
	カラチ	790,000	745,000	721,200	641,800	570,700	506,400	459,000	418,600	394,900	371,200
	マニラ	530,000	518,100	498,800	438,200	380,200	336,500	297,800	273,300	254,000	234,700
	ホーチミン	630,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	コタキナバル	500,000	487,000	467,900	409,200	351,900	311,000	272,800	251,000	231,900	212,800
	ベナン	470,000	453,200	434,400	377,700	321,000	283,300	245,500	226,600	207,700	188,900
大洋州	シドニー	680,000	632,400	606,100	527,000	448,000	395,300	342,600	316,200	289,900	263,500
	パース	640,000	622,000	596,000	518,300	440,600	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	アリスベン	670,000	622,000	596,000	518,300	440,600	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	メルボルン	670,000	627,100	601,000	522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300
	オークランド	650,000	632,400	606,100	527,000	448,000	395,300	342,600	316,200	289,900	263,500
	ポートモレスビー	790,000	771,400	746,500	663,800	589,400	522,900	473,300	431,800	407,000	382,200
北米	アトランタ	540,000	505,900	484,800	421,600	358,400	316,200	274,000	253,000	231,900	210,800
	サンフランシスコ	590,000	548,200	525,300	456,800	388,300	342,600	296,900	274,100	251,200	228,400
	シアトル	550,000	511,200	489,900	426,000	362,100	319,500	276,900	255,600	234,300	213,000

中南米	シカゴ	570,000	532,300	510,100	443,600	377,100	332,700	288,300	266,200	244,000	221,800
	デトロイト	540,000	505,900	484,800	421,600	358,400	316,200	274,000	253,000	231,900	210,800
	デンバー	540,000	527,000	505,100	439,200	373,300	329,400	285,500	263,500	241,600	219,600
	ナッシュビル	540,000	505,900	484,800	421,600	358,400	316,200	274,000	253,000	231,900	210,800
	ニューヨーク	680,000	585,000	560,600	487,500	414,400	365,600	316,900	292,500	268,100	243,800
	ハガツニヤ	540,000	521,800	500,000	434,800	369,600	326,100	282,600	260,900	239,100	217,400
	ヒューストン	570,000	532,300	510,100	443,600	377,100	332,700	288,300	266,200	244,000	221,800
	ポートランド	510,000	490,200	469,800	408,500	347,200	306,400	265,500	245,100	224,700	204,300
	ボストン	590,000	548,200	525,300	456,800	388,300	342,600	296,900	274,100	251,200	228,400
	ホノルル	580,000	542,900	520,300	452,400	384,500	339,300	294,100	271,400	248,800	226,200
	マイアミ	570,000	527,000	505,100	439,200	373,300	329,400	285,500	263,500	241,600	219,600
	ロサンゼルス	580,000	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
	カルガリー	660,000	637,700	611,100	531,400	451,700	398,600	345,400	318,800	292,300	265,700
	トロント	700,000	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
	バンクーバー	700,000	648,200	621,200	540,200	459,200	405,200	351,100	324,100	297,100	270,100
欧州	モントリオール	660,000	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900
	クリチバ	640,000	616,700	591,000	513,900	436,800	385,400	334,000	308,300	282,600	257,000
	サンパウロ	730,000	682,000	654,800	571,700	490,000	432,900	378,400	348,500	321,200	294,000
	ベリン	690,000	671,000	645,300	565,600	488,500	432,000	380,600	349,700	324,000	298,400
	マナウス	720,000	700,200	674,500	593,400	516,300	457,000	405,600	371,900	346,200	320,600
	リオデジャネイロ	730,000	686,700	660,400	578,700	499,700	441,900	389,200	357,600	331,300	304,900
	レシフェ	690,000	671,000	645,300	565,600	488,500	432,000	380,600	349,700	324,000	298,400
	リマ	680,000	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000
	ミラノ	750,000	700,900	671,700	584,100	496,500	438,100	379,700	350,500	321,300	292,100
	エディンバラ	740,000	711,500	681,800	592,900	504,000	444,700	385,400	355,700	326,100	296,500
	ロンドン	770,000	748,400	717,300	623,700	530,100	467,800	405,400	374,200	343,000	311,900
	ジュネーヴ	690,000	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
	バルセロナ	690,000	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
	デュッセルドルフ	700,000	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
	ハンブルク	680,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
その他	フランクフルト	710,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
	ミュンヘン	680,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
	ストラスブール	710,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
	ベルセイレ	660,000	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900

中東	ウラジオストク	790,000	742,300	714,900	628,500	546,200	483,400	428,500	393,000	365,600	338,100
	サンクトペテルブルク	740,000	713,100	685,700	600,700	518,400	458,400	403,500	370,800	343,400	315,900
	ハバロフスク	790,000	742,300	714,900	628,500	546,200	483,400	428,500	393,000	365,600	338,100
中東	ユジノサハリンスク	850,000	799,300	771,900	682,800	600,500	532,200	477,300	436,400	409,000	381,500
	トバイ	610,000	587,200	563,900	492,700	422,900	373,600	327,000	301,100	277,800	254,500
	ジッダ	680,000	662,300	640,500	568,600	503,400	446,500	403,000	367,900	346,100	324,400
中東	イスタンブール	750,000	727,300	697,000	606,100	515,200	454,600	394,000	363,700	333,400	303,100

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別														
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5
北米	ニューヨーク (国際連合)	780,000	650,000	609,400	585,000	560,600	487,500	414,400	365,600	316,900	292,500	268,100	243,800	267,900	243,800	243,800
	モントリオール (国際民間航空機関)	750,000	720,000	669,800	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900	243,800	243,800	243,800
	ウイーン (在ウイーン国際機関)	810,000	780,000	724,600	695,600	666,700	579,700	492,700	434,800	376,800	347,800	318,800	289,900	267,900	243,800	243,800
欧州	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	880,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700	243,800	243,800	243,800
	(軍縮会議)	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700	243,800	243,800	243,800
	パリ (経済協力開発機構)	830,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900	243,800	243,800	243,800
欧州	(国際連合教育科学文化機関)	780,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900	243,800	243,800	243,800
	ブリュッセル	840,000	750,000	702,800	674,600	646,500	562,200	477,900	421,700	365,400	337,300	309,200	281,100	243,800	243,800	243,800
	(欧州連合)	840,000	750,000	702,800	674,600	646,500	562,200	477,900	421,700	365,400	337,300	309,200	281,100	243,800	243,800	243,800

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

号	別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
手	当 額	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700
16	号	17	号	18	号	19	号	20	号	21	号	22	号	23	号	24
342,700	円	320,700	円	298,700	円	276,700	円	254,700	円	232,700	円	210,700	円	188,700	円	166,700

附 則

（施行期日）
公布の日

1 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第六條第五項、第十二條第二項、第十二條の第五項及び第六條第十五條の第二項、別表第二並びに別表第三の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）

3 平成二十年三月三十一日
2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の学校に就学し、

同年四月一日

施行日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第六條第五項の規定を適用することとなる者（以下「旧法下での年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第十五條の第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額（以下「新法による支給額」という。）が、旧法第十五條の第二項又は第三項の規定を適用することとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧法による支給額」という。）に達しない場合には、新法第十五條の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該旧法下での年少子女が施行日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

4 平成二十年四月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新法第六條第五項に規定する年少子女であつて、当該日において旧法下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五條の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該日以前施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

平成二十年五月十四日 参議院会議録第十八号

る場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五條の第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該日以前施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

審査報告書

地域再生法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十三日

内閣委員長 岡田 広
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給等について定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案施行のため、平成二十年度一般会計予算に、二千百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、認定地方公共団体から指定された特定地域雇用会社に対する寄附金に損金算入の特例を与えている、いわゆる直接型の再チャレンジ支援寄附金税制については、導入後の適用件数の実情を踏まえ、継続の是非について検討するべきである。

右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十年四月三日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

地域再生法の一部を改正する法律案
地域再生法の一部を改正する法律

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 財産の処分の特例」に係る承認の手続の特例（第二十二條）を「第五節 地域再生支援利子補給金の支給（第二十二條）」の処分の制限に係る承認の手続の特例（第二十三條）に、「第二十三條 第三十二條」を「第二十四條 第三十三條」に、「第三十三條 第三十四條」を「第三十四條 第三十五條」に改める。

第四條第二項第三号中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第五條第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第二十二條第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

第五條第九項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項と

し、同条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第三号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の地域再生計画に密接な関係有する者

5 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合においては、地域再生計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第六條第一項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七條第一項中「第五條第六項」を「第五條第八項」に改め、同条第二項中「第九項」を「第十一項」に改める。

第八條第一項中「第五條第六項」を「第五條第八項」に改める。

第十條第一項中「第五條第六項各号」を「第五條第八項各号」に改め、同条第四項中「第五條第九項」を「第五條第十一項」に改める。

第十二條第一項中「この条において」を削り、同条中第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

い場合にあっては、地方公共団体に対して、協議会を組織することができ

る。

一 第五条第二項第三号に規定する事業を

実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共

団体が作成しようとする地域再生計画又は認

定地域再生計画及びその実施に関し密接な

関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共

団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要

請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により協議

会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で

定めるところにより、その旨を公表しなけれ

ばならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて協議会の構

成員でないものは、第一項の規定により協議

会を組織する地方公共団体に対して、自己を

協議会の構成員として加えるよう申し出るこ

とができる。

第二十二條 政府は、認定地域再生計画に記載

されている地域再生支援貸付事業を行う金融

機関であつて、当該認定地域再生計画に係る

協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生

支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して

内閣府令で定める要件に該当するものとして

内閣総理大臣が指定するもの(以下この条に

おいて「指定金融機関」という。)が、当該認定

地域再生計画に記載されている第五条第三項

第五号の内閣府令で定める事業を行うのに必

要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けに

ついて利子補給金(以下この条において「地域

再生支援利子補給金」という。)を支給する旨

の契約(以下この条において「利子補給契約」

という。)を当該指定金融機関と結ぶことがで

きる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合

には、各利子補給契約により当該年度におい

て支給することとする地域再生支援利子補給

金の額の合計額が、当該年度の予算で定める

額を超えることとならないようにしなければならない。

付けが最初に行われた日から起算して五年間

における当該貸付けの貸付残高としなければ

ならない。

5 政府は、利子補給契約により地域再生支援

利子補給金を支給する場合には、当該利子補

給契約において定められた地域再生支援利子

補給金の総額の範囲内において、内閣府令で

定める期間ごとに、当該期間における当該利

子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高

(当該貸付残高が第三項の規定により計算し

た貸付残高を超えるときはその計算した貸付

残高)に同項の利子補給率を乗じて計算した

額を、内閣府令で定めるところにより、支給

するものとする。

6 利子補給契約により政府が地域再生支援利

子補給金を支給することができるとする年限は、当

該利子補給契約をした会計年度以降七年度以

内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に

規定する指定の要件を欠くに至つたと認める

ときは、その指定を取り消すことができる。

第五條第三項第三号を削り、同項第四号を同

項第三号とし、同項第五号中「第二十二條第

一項」を「第二十條第一項」に改め、同号を同項第

四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五章第三節を削る。

第二十一條第一項中「第五条第三項第四号」を

「第五条第三項第三号」に改め、第五章第四節中

同条を第十九条とする。

第五章第四節を同章第三節とする。

第二十二條第一項中「第五条第三項第五号」を

「第五条第三項第四号」に改め、第五章第五節中

同条を第二十号とする。

第五章第五節を同章第四節とする。

第二十三條中「第五条第三項第六号」を「第五

条第三項第五号」に改め、第五章第六節中同条

を第二十一條とする。

第六章第六節を同章第五節とする。

第六條中第二十四條を第二十二條とし、第二

十五條から第三十三條までを二条ずつ繰り上げ

る。

第七章中第三十四條を第三十二條とし、第三

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日又はこ

の法律の公布の日から起算して六月を超えない

範囲内において、第二条、次条並びに附則第四条及

び第七條の規定は、一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)

の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に

次の一節を加える。

第二十三條を第二十四條とする。

第二十二條中「第五条第三項第五号」を「第五

条第三項第六号」に改め、第五章第五節中同条

を第二十三條とする。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に

団法人が第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この条において「旧法」という。)第五条第三項第三号に規定する事業を行う場合については、同号並びに旧法第十九条及び第二十条の規定は、平成二十五年十一月三十日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人」と、「公益法人」とあるのは「特例民法法人」と、旧法第十九条第一項中「公益法人」とあるのは「特例民法法人」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第五十五条、第六十五条、第八十四条及び第八十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法の規定」と、同条第二項中「とするとあるのは」とする。ただし、当該指定の日から起算して二年を経過した日が平成二十五年十二月一日以降に到来する場合には、当該指定の有効期間は、当該指定の日から同年十一月三十日までとする」とする。

(二)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六百六十八條の二及び第六百六十八條の三を削る。

(内閣府設置法の一部改正)

第六條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号の三中「及び同法」及び「並びに同法」を、「同法」に改め、「配分計画に規定すること」の下に「並びに同法第二十二條第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること」を加える。

第七條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

審査報告書

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十三日

内閣委員長 岡田 広

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置として、

特定農業者による果実酒の製造並びに地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造に係る酒税法の特例措置を追加しようとするものである。あつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十年四月三日

参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 河野 洋平

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(酒税法の特例)」を付し、同条第一項中「併せ」を削り、「(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三條第三号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したものに限る。以下この条において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。以下この条及び別表第十八号において「濁酒」という。))」を「次の各号に掲げる酒類」に、「濁酒」を「酒類」に、「別表第十八号に掲げる」を「同表第十八号に掲げる」に、「濁酒」を「次の各号に掲げる酒類(同表第十八号において「特定酒類」という。))」に、「同法第三條第三号に規定するその他の醸造酒を当該各号に定める酒類」に、「(同法)」を「(酒税法(昭和二十八年法律第六号)に改め、いう。以下この条の下に「及び次条を加え、」には、同法)」を「(酒税法)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 酒税法第三條第三号(二を除く。)に規定

する果実酒(自ら生産した果実(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。))以外の果実を原料としたものを除く。 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三條第三号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。 同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

第二十八條第二項中「酒税法第三條第三号に規定するその他の醸造酒」を「同項各号に定める酒類」に、「同法」を「酒税法」に改め、「あるのは、」の下に「前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十八條第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては」を加え、「第二十八條第一項に規定する濁酒」を「第二十八條第一項第二号に掲げる酒類」に改め、同条第三項中「又は同項」を「同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類」に改め、「なくなつた場合」の下に「又は同項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合」を加え、「同項」を「第一項各号に定める酒類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

第二十八條に次の一項を加える。

5 酒税法第七條第三項第三号(果実酒の製造免

団法人が第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この条において「旧法」という。)第五条第三項第三号に規定する事業を行う場合については、同号並びに旧法第十九条及び第二十条の規定は、平成二十五年十一月三十日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人」と、「公益法人」とあるのは「特例民法法人」と、旧法第十九条第一項中「公益法人」とあるのは「特例民法法人」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第五十五条、第六十五条、第八十四条及び第八十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法の規定」と、同条第二項中「とするとあるのは」とする。ただし、当該指定の日から起算して二年を経過した日が平成二十五年十二月一日以降に到来する場合には、当該指定の有効期間

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月十三日

内閣委員長 岡田 広

参議院議長 江田 五月殿

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十年四月三日

参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 河野 洋平

平成二十年五月十四日 参議院會議録第十八号

地域再生法の一部を改正する法律案 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

平成二十年五月十四日 参議院會議録第十八号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案 投票者氏名

許を受けた者に係る部分に限る。の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類(別表第十八号の二において「特産酒類」という。)を製造しようとする者(内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画(第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定められた同表第十八号の二に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。)が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合においては、酒税法第七條第二項及び第十二條第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリットル」とあるのは「一キロリットル」とする。

一 酒税法第三條第十三号(二を除く。)に規定する果実酒(当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実(当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。)(以外の果実を原料としたものを除く。))同条第十三号に規定する果実酒の製造免許二 酒税法第三條第二十一号に規定するリキユール(酒類(他の製造場において製造されたものに限る。))及び農産物(当該地方公共団

体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。)(又はこれらと他の物品(酒類及び農産物を除く。))を原料としたものに限る。)) 同号に規定するリキユールの製造免許

2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一條第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八条の二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨」とする。

3 第九條第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合又は同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなつた場合には、税務署長は、同項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

4 酒税法第七條第三項第三号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。))の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

別表第十八号中「濁酒」を「特定酒類」に改め、同号の次に次のように加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧法」という。))第二十八条第二項の規定により読み替えられた酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一條第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を旧法第二十八条第一項に規定する濁酒に限る旨の条件は、この法律による改正後の構造改革特別区域法(以下「新法」という。))第二十八条第二項の規定により読み替えられた酒税法第十一條第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を新法第二十八条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

投票者氏名

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
青木 愛君	浅尾慶一郎君
家西 悟君	池口 修次君
石井 一君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大江 康弘君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君

金子 恵美君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 康夫君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
ツルギ マルヲ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	広田 一君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松岡 徹君

十八の二

特産酒類の製造事業

第二十八条の二

平成二十年五月十四日 参議院會議録第十八号

投票者氏名

松野 信夫君	水戸 将史君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	築瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	吉川 沙織君	蓮 舫君	秋元 司君	荒井 広幸君	石井 準一君	磯崎 陽輔君	岩城 光英君	衛藤 晟一君	岡田 直樹君	荻原 健司君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	椎名 一保君	末松 信介君	世耕 弘成君	田村耕太郎君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中村 博彦君	二之湯 智君	野村 哲郎君	橋本 聖子君	古川 俊治君	松田 岩夫君
円より子君	水岡 俊一君	室井 邦彦君	森田 高君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	横峯 良郎君	米長 晴信君	愛知 治郎君	浅野 勝人君	有村 治子君	石井みどり君	市川 一朗君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 広君	加治屋義人君	川口 順子君	木村 仁君	岸 信夫君	小池 正勝君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君	島尻安伊子君	鈴木 政二君	関口 昌一君	伊達 忠一君	塚田 一郎君	中川 雅治君	中曾根弘文君	中山 恭子君	西田 昌司君	南野知恵子君	藤井 孝男君	牧野たかお君	松村 祥史君

松村 龍二君	丸川 珠代君	水落 敏栄君	森 まさこ君	山内 俊夫君	山田 俊男君	山本 一太君	吉田 博美君	義家 弘介君	脇 雅史君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	木庭健太郎君	白浜 一良君	遠山 清彦君	浜田 昌良君	弘友 和夫君	山口那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	井上 哲士君	紙 智子君	大門実紀史君	山下 芳生君	福島みずほ君	又市 征治君	糸数 慶子君	山東 昭子君
松山 政司君	丸山 和也君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山谷えり子君	山本 順三君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	澤 雄二君	谷合 正明君	西田 実仁君	浜四津敏子君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 博司君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	小池 晃君	仁比 聡平君	近藤 正道君	淵上 貞雄君	山内 徳信君	川田 龍平君	松下 新平君

反対者氏名

日程第二 地域再生法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
日程第三 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
足立 信也君
相原久美子君
〇名
二三〇名

青木 愛君	家西 悟君	石井 一君	犬塚 直史君	植松恵美子君	小川 勝也君	大石 尚子君	大江 康弘君	大久保 勉君	大島九州男君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	金子 恵美君	亀井亜紀子君	川合 孝典君	川崎 稔君	北澤 俊美君	郡司 彰君	行田 邦子君	今野 東君	佐藤 泰介君	自見庄三郎君	島田智哉子君	主濱 了君	鈴木 寛君	田中 康夫君	高嶋 良充君	武内 則男君	谷岡 郁子君	辻 泰弘君	徳永 久志君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	中村 哲治君	西岡 武夫君	
浅尾慶一郎君	池口 修次君	一川 保夫君	岩本 司君	梅村 聡君	尾立 源幸君	大石 正光君	大河原雅子君	大久保潔重君	大塚 耕平君	加賀谷 健君	風間 直樹君	神本美恵子君	亀井 郁夫君	川上 義博君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	小林 正夫君	興石 東君	佐藤 公治君	櫻井 充君	芝 博一君	下田 敦子君	榎葉賀津也君	鈴木 陽悦君	田名部匡省君	高橋 千秋君	谷 博之君	千葉 景子君	津田弥太郎君	外山 斎君	轟木 利治君	友近 聡朗君	内藤 正光君	中谷 智司君	長浜 博行君	羽田雄一郎君

長谷川憲正君	林 久美子君	平田 健二君	平山 幸司君	広中和歌子君	藤末 健三君	藤谷 光信君	藤原 正司君	舟山 康江君	前田 武志君	増子 輝彦君	松浦 大悟君	松野 信夫君	水戸 将史君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	築瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	吉川 沙織君	蓮 舫君	秋元 司君	荒井 広幸君	石井 準一君	磯崎 陽輔君	岩城 光英君	衛藤 晟一君	岡田 直樹君	荻原 健司君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君	佐藤 正久君	椎名 一保君
白 眞勲君	姫井由美子君	平野 達男君	広田 一君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	藤本 祐司君	藤原 良信君	前川 清成君	牧山ひろえ君	松井 孝治君	松岡 徹君	円より子君	水岡 俊一君	室井 邦彦君	森田 高君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	横峯 良郎君	米長 晴信君	愛知 治郎君	浅野 勝人君	有村 治子君	石井みどり君	市川 一朗君	岩永 浩美君	尾辻 秀久君	岡田 広君	加治屋義人君	川口 順子君	木村 仁君	岸 信夫君	小池 正勝君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	坂本由紀子君	島尻安伊子君

末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中曾根弘文君
中村 博彦君	中山 恭子君
二之湯 智君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
橋本 聖子君	藤井 孝男君
古川 俊治君	牧野たかお君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
九川 珠代君	丸山 和也君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	洲上 貞雄君

又市 征治君 山内 徳信君
糸数 慶子君 川田 龍平君
山東 昭子君 松下 新平君
○名

航空自衛隊のイラク派遣に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年四月二十八日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

航空自衛隊のイラク派遣に関する質問主意書

名古屋高等裁判所は、去る四月十七日、航空自衛隊のイラク派遣について、イラク復興支援特別措置法(以下、「イラク特措法」という。)に違反し、憲法第九条第一項に違反する行為がなされている旨の判決(以下、「判決」という。)を言い渡した。

判決では、イラク特措法は、自衛隊の活動は人道復興支援のため「非戦闘地域」で武力行使とは一体化しないと規定しているものの、実際には航空自衛隊は米国からの要請を受け、定期的にクウェートのアリ・アッサーレム空港からバグダッド空港へ武装した多国籍軍兵員を輸送しているが、バグダッドはイラク特措法にいう「戦闘地域」に該当し、また、戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員の輸送は、現代戦において戦闘行為にとって必要不可欠な事実上の後方支援となり、他国による武力行使と一体化した行動であると事実認定を行い、こうした行為は非戦闘地域に活動を限定したイラク特措法から逸脱し、武力行使を禁じた憲法第九条に違反するとした。特に、判決では、国の主張をも踏まえた上で「バグダッ

ドは、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し物を破壊する行為が現に行われている地域というべきで、イラク特措法にいう「戦闘地域」に該当する」と認定しており、国政上、極めて重要な判断が示されたものであり、重く受け止める必要がある。

政府部内では、判決主文は国が勝訴しており、前記指摘は判決の傍論に過ぎないので無視するとの意見も聞かれるが、被告(被控訴人)であった国もイラク派遣の実態について十分に主張立証を行った上での高裁の事実認定であり、容易に無視できるものではない。

よって、同判決を踏まえた政府の姿勢について以下のとおり質問する。

一 名古屋高等裁判所が航空自衛隊のイラクでの輸送支援活動を違憲とした以上、このまま継続すべきではなく、いったん撤退をしたうえで、同判決を真摯に踏まえた検討が必要ではないか。政府は、判決をどのように踏まえているか、またイラク情勢をどのように分析し、航空自衛隊のイラクからの撤退をどのように検討するか、明らかにされたい。

二 航空自衛隊の田母神俊雄航空幕僚長は、翌十八日の会見で、判決に対して「そんなの関係ねえ」と発言したと報じられている。事実とすれば極めて不謹慎な発言ではないか。政府はこうした発言を確認したうえ何らかの注意ないしは指導をしたか、明らかにされたい。

三 同航空幕僚長は、バグダッド空港については、「予断を許さない状況だ」と思う。ただ自衛隊が戦いに巻き込まれる危険はない」と発言しているが、政府も同様の認識であるか、明らかにされたい。

四 政府は、以前から、首都バグダッドが戦闘地域か非戦闘地域かの判断はしていないが、少なくとも「バグダッド空港と輸送機が飛ぶ経路は非戦闘地域」としていた。政府は、判決の指

摘にもかかわらず、バグダッド空港およびクウェートからバグダッドまでの空路はすべて非戦闘地域であるとの認識の可否について、見直しの検討ないしは変更はしないか。バグダッド空港周辺では多数の死傷者を伴ういわゆるテロ事件が何度か発生しており、政府も把握していると思われるが、それでもバグダッド空港は非戦闘地域であると強弁するのであれば、その根拠を明確にされたい。

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出航空自衛隊のイラク派遣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出航空自衛隊のイラク派遣に関する質問に対する答弁書

御指摘の名古屋高等裁判所の判決(以下「本件判決」という。)は、控訴人らから被控訴人である国に対する自衛隊のイラク派遣等の違憲確認請求及び差止請求について不適法なものであるとして却下し、損害賠償請求について棄却した第一審判決に対する控訴を棄却する旨の国側勝訴の判決であり、本件判決のうち、航空自衛隊のイラクでの空輸活動は憲法に違反する活動を含んでいる旨を述べた部分は、判決の結論を導くのに必要のない傍論にすぎず、政府としてこれに従う、従わないという問題は生じないと考える。

政府としては、航空自衛隊のイラクでの活動は、憲法の範囲内でイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号。以下

一方、内閣府において中部圏・近畿圏の内地震に係る被害想定検討の結果作成した断層帯の位置を表記した資料(以下「内閣府資料」という。)における奈良盆地東縁断層帯及び生駒断層帯(以下「奈良盆地東縁断層帯等」という。)の位置については、先の答弁書(平成二十年二月五日内閣参質一六九第一〇号)の五及び六について述べたとおり、地震調査研究推進本部の地震調査委員会の資料(奈良盆地東縁断層帯については平成十三年七月十一日付け資料「京都盆地―奈良盆地断層帯南部(奈良盆地東縁断層帯)の評価」。生駒断層帯については平成十三年五月十五日付け資料「生駒断層帯の評価」)に掲載されているものを用いているところであり、同資料における奈良盆地東縁断層帯等の位置については、同委員会が全国の活断層で発生する地震について、長期的な観点から一定期間内に地震が発生する確率や規模の評価(以下「長期評価」という。)を行うに当たり、その一環として、必要な範囲で特定を行っているものである。

二及び三について

奈良盆地東縁断層帯等の位置に係る地名、地番等の特定は、技術的には一定の範囲で可能であると考えられるが、一について述べたとおり、当該位置については、地震調査委員会が長期評価を行うに当たり、その一環として、必要な範囲で特定を行っているところであり、それ以上の精度での位置の特定は行っていない。

四について

お尋ねの「詳細な図面」に該当する図面かどうかは定かではないが、例えば、詳細な地形図上に断層帯の位置を明示した図面等としては、「都市圏活断層図」(国土地理院発行)及び「活断層詳細デジタルマップ」(東京大学出版会発行)を所持しているが、これらはいずれも市販されているものである。

なお、内閣府資料の作成に、このような図面

等ではなく一について述べた地震調査委員会の資料を用いた理由は、当該資料が、関係行政機関、大学等による活断層の調査結果等を収集、整理及び分析し、政府として総合的な評価を行って作成された唯一の資料であるためである。

五について

お尋ねの約八億六千九百万円は、中部圏・近畿圏の内地地震に係る被害想定検討をその全部又は一部とする調査の費用の平成十三年度から平成十八年度までの合計であり、これらの費用は、中部圏・近畿圏の内地地震等の防災対策を検討する上で必要な、地震動の予測を行うための地盤データの整備、地震動を予測するモデルの作成、地震動の予測、人的・物的及び経済的被害等の被害想定手法の検討並びに被害想定等に要したものである。

これらの成果の一部は既に公表されており、関係地域住民等の地震防災に関する意識の向上等に寄与したものと考えている。今後、これまでの検討結果を踏まえて、中部圏・近畿圏の内地地震等に対する防災対策を取りまとめ公表することとしている。